障害者支援施設

桜の風

もみの木ユニット ご利用の案内

社会福祉法人　川崎聖風福祉会
桜の風　もみの木ユニット
〒211-0035　川崎市中原区井田 3-16-1
TEL 044-920-9006
FAX 044-788-7968

- はじめに-

「桜の風」とは、地域生活をめざす心身に障害のある方たちが、**生活訓練をするための通過型施設**です。さまざまな障害をお持ちの方が利用をする施設ですが、なかでも「もみの木ユニット」では精神に障害をお持ちの方を対象にした支援をおこなっています。

-サービスの種類-

もみの木ユニットで提供しているサービスは、「宿泊型自立訓練（ロングステイ）」「短期入所（ショートステイ）」の２種類です。それぞれの概要は以下の通りです。

【宿泊型自立訓練】-体験宿泊（市単独事業）自立訓練（生活訓練）含む-

「身の回りのことを自分でできるようになりたい」「アパートを借りて一人暮らしをしたい」等、地域での自立した生活を希望する方たちが、入所生活を通して「社会生活力」を身につけるための入所型サービスです。日中は生活訓練プログラムを適宜行いますので、ご自分の目的に合わせたプログラムに参加しながら、「社会生活力」の獲得をめざします。個別支援計画に沿いながら、担当職員のバックアップのもと、ご自身の希望される地域生活へ移行し、最終的には地域生活の定着が目的となります。

申込み
・区の障害福祉担当やご利用中の医療機関担当等を通してお申し込みください。

見学/面談/体験
・見学および面談、短期間での利用を通して、施設での生活を体験していただき、利用への意思確認等をしていきます。

受入会議
・関係各機関にもご協力いただきながら、ご本人の意向に基づいて、心身の状態等を勘案しながら入寮後の支援計画を立てます。

正式利用
・職員と共に、日々の振り返りを行いながら地域での生活をめざして入所生活を送ります。支援計画は3ヶ月ごとに適宜見直します。

退所
・入所から一年後を目途に、社会生活力の獲得と退所後の生活場所の確保を行い、地域生活へ移行、定着のためのフォローをします。

【短期入所】

「家族から離れてしばらく一人で過ごしたい」「一人暮らしでちょっと疲れたからゆっくり過ごしたい」といった、ご本人やご家族の休息目的のご利用から、「一人暮らしに向けていろいろなことを学びたい」といった、地域での生活を視野に入れたご利用まで、様々な用途でお使いいただける短期宿泊サービスです。
日中は、ご自身のペースでゆっくり過ごしていただきます。また、必要に応じて、生活訓練プログラムに参加していただきます。ご利用は登録制となっています。

申込み
・区の障害福祉担当やご利用中の医療機関担当等を通してお申し込みください。

見学/面談
・見学を通して施設の様子をご覧いただくと共に、面談をおこない、利用目的や利用意思の確認等をさせていただきます。

受入会議
・関係各機関にもご協力いただきながら、ご本人の意向、心身の状態等を勘案しながら利用調整の話し合いを行います。

正式利用
・事前に宿泊希望日をご予約いただく形でご利用いただきます。サービス支給量を超えない範囲で、最長６泊７日の宿泊が可能です。

利用継続
・関係各機関と連携を取りながら、ご本人のニーズに合わせて支援をおこなっていきます。

サービスの種別に限らず、「ベッド及び寝具一式」「クローゼット」は全個室共通で備え付けとなります。他必要な家具は各自でのお持込となります（要相談）また、共有スペースには「電子レンジ・オーブン」「炊飯器」「調理台・調理器具一式」「冷蔵庫」「テレビ」が設置されます。

衣類をはじめ、その他日用品に関しては各自ご用意をお願いいたします。

<table>
<tr><th></th><th>宿泊型自立訓練（ロングステイ）</th><th>短期入所（ショートステイ）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ご利用できる方</td><td>・精神科医療機関に通院中、または任意入院中で退院予定のある方で、入所に際して担当医師の同意が得られ、地域で生活することを希望されている方。
・障害福祉サービス受給者証をお持ちで、『宿泊型自立訓練』と『自立訓練(生活訓練)』のサービス支給が決定している方（発行に関しては区障害福祉担当へお問い合わせください）
・その他、地域での生活を希望しているが、精神の障害等によりそれが困難な方。</td><td>・精神科医療機関に通院中の方で、利用に当たり担当医師の同意が得られる方。
・障害福祉サービス受給者証をお持ちで、障害支援区分 1 以上の認定を受けており『短期入所利用』のサービス支給が決定している方。（発行に関しては区障害福祉担当へお問い合わせください）。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・原則として川崎市内に住民票をおもちの方。
・ご自分で服薬の管理ができる方。できそうな方。</td></tr>
<tr><td>ご利用期間</td><td>原則１年間（最長２年間）
※）13 ヶ月以降の利用に関しては、別途サービス調整会議での承認が必要になります。</td><td>原則として１回の宿泊につき６泊７日以内(ただし、1 ヶ月ごとの利用可能日数は「障害福祉サービス支給量」の範囲内となるので、個人により異なる)</td></tr>
<tr><td>自立訓練プログラム</td><td>・平日、午前中を中心に自立訓練プログラムを実施します。
（プログラム内容は「健康管理」「金銭管理の仕方」「調理実習」等、日常生活に直結することを行います）</td><td>・将来的に宿泊型自立訓練（ロングステイ）サービスの利用を希望する方をはじめ、必要に応じて実施します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">費用</td><td>費用については、障害福祉サービスの「サービス費」と食費・光熱水費等の「実費」の二つに大きく分けられます。</td></tr>
<tr><td>サービス費について</td></tr>
<tr><td>・障害者総合支援法に基づき、自立訓練サービスの対価をお支払いいただきます。「サービス費」は利用料負担の種別（＝所得の区分により、生活保護・低所得２段階・一般世帯２段階の５段階に分かれます）により負担割合（自己負担なし～１割）と負担額上限が決定します（詳細は障害福祉サービス受給者証に記載されます）</td></tr>
<tr><td>食費・光熱費等の実費について</td></tr>
<tr><td></td><td>・食費、水道光熱費等については、ご利用者全員に実費負担をしていただきます。金額は下記のとおりです。
<table>
<tr><td></td><td>朝食</td><td>昼食</td><td>夕食</td><td>光熱水費
（一日分）</td></tr>
<tr><td>一般世帯</td><td>300 円</td><td>５４９円</td><td>５４９円</td><td>３６１円</td></tr>
<tr><td>生活保護／
低所得世帯</td><td>270 円</td><td>320 円</td><td>320 円</td><td>３６１円</td></tr>
</table>
※）緊急なお食事のキャンセルについては、別途キャンセル料が発生します。
（キャンセル可能期間有り）
・利用料金は原則として利用の都度、現金にてお支払いしていただきます。
・その他、実費が発生するものとして、自炊訓練を受ける際にかかる材料費、その他訓練プログラムを利用する際にかかる飲食費、交通費、入場料、利用料、その他関連費用があります。</td></tr>
<tr><td>ご利用申し込み</td><td>・原則、お住まいの区の障害福祉担当やご利用中の相談支援等を通してお申し込みください。
・過去に桜の風をご利用された経過のある方に関しては、ご本人から直接のお申し込みも可能ですが、直接の申し込みの場合は一定期間ごとに、当施設の嘱託医との面談が必要です。</td></tr>
</table>

◎運営方針

◆地域に開かれ、地域とネットワークした、地域で暮らすための支援を行います。

◆知的障害、身体障害、精神障害の３障害を対象とし、より高度な支援を行います。

◆利用者が安心して暮らせる、安全で快適な生活環境を整えます。

◆障害者の自立を支援し、自己決定を尊重した支援を行います。

◆障害者の人権を擁護し、差別や偏見のない地域づくりを進めます。

■交通のご案内

◎JR川崎駅西口より

・《川63》新城駅行
・《川64》蟹ヶ谷行
・《川68》井田営業所行

③バス停「井田」下車
徒歩12分

・《川66》井田病院行

①バス停「中原老人福祉センター入口」下車　徒歩8分

◎JR武蔵小杉駅より

・《川66》井田病院行

①バス停「中原老人福祉センター入口」下車　徒歩8分

・《杉01》総合リハビリテーションセンター前
（井田病院経由）行

②バス停「総合リハビリテーションセンター前」
終点下車　徒歩1分

◎東急東横線元住吉駅より

・バス停「元住吉」より　上記の各路線に乗車できます。

◎JR武蔵新城駅より

・《川63》川崎駅西口行

③バス停「井田」下車　徒歩12分

・《城11》井田病院行

①バス停「中原老人福祉センター入口」下車　徒歩8分

◎東急線日吉駅より

・東急バス《日23》さくらヶ丘行

⑤バス停「さくらヶ丘」終点下車　徒歩5分

・その他、市営バス各路線　井田営業所行

④バス停「井田営業所前」下車　坂道徒歩15分